別添1

奨学金の支給要領および受給資格・要件について
（2026 年度東京大学-プリンストン大学合同ウィンタープログラム募集要項用）

2026.10
東京大学本部国際教育推進課

1．プログラム付属奨学金の申請方法

（1）本文書をよく確認した上で、以下の奨学金受給希望調査フォームに必ず回答すること。**締切までに奨学金受給希望調査フォームに回答がなかった場合、奨学金を希望しない者とみなす。**
締切：2026 年 12 月 7 日 17 時（日本時間）
https://forms.cloud.microsoft/r/mAeby6Usbd
※UTokyo アカウント（*数字 10 桁*@utac.u-tokyo.ac.jp）でログインすること。

（2）課程 1 年次 1 学期目で本学での前学期の成績がない場合は、以下の 2 点を上記フォームにアップロードすること。
①（Excel）成績評価係数計算表　※様式は募集ページからダウンロードしてください
②（PDF）前学期の成績がわかる成績証明書の写し
前学期に在籍していた学校（大学または高等学校）の成績証明書の写し。高等学校の場合、通知表・調査書等の写しでも可。

2．プログラム付属奨学金の支給要領

本プログラム参加者には、以下の要領にて希望者のうち対象者に奨学金 12 万円（返済不要）を支給する。

(1) 奨学金の種類

奨学金の種類は、①日本学生支援機構（JASSO）の 2026 年度海外留学派遣支援制度（協定派遣）（以下、「JASSO 協定派遣奨学金」とする）、②財団または個人等からの寄附による奨学金、③東京大学からの奨学金のいずれかとなる。

(2) 資格・要件、支援内容及び支給基準

原則として、上記①～③全ての奨学金について、以下の「3．JASSO 協定派遣奨学金受給の資格及び要件」を満たす学生に対し、「JASSO 協定派遣奨学金」の支援内容及び支給基準・方法に沿って、奨学金を支給する。（奨学金月額は別紙の「派遣先地域による奨学金月額」参照）ただし、①の奨学金以外では、渡航支援金は支給しない。
以下の「3．JASSO 協定派遣奨学金受給の資格及び要件」において、成績評価係数のみ基準を満たせなかった場合は、以下の「(5) 財団または個人等からの寄附による奨学金」を支給できる場合がある。

(3) 渡航支援金（家計）

JASSO 協定派遣奨学金については、「奨学金受給希望調査」で受給を希望し、特定の家計基準を満たすことを書類によって証明できる場合、追加で「渡航支援金（家計）」16 万円を支給できる場合がある。希望する場合、本書類末尾の「JASSO 渡航支援金（家計基準）の支給要領及び受給資格・必要書類について」を参照の上、奨学金受給希望調査フォームに必要書類（様式類は本紙 p.8 のリンク先に掲載）をアップロードすること。書類に不備がある場合は支給されない。

(4) 日本の永住権を持たない者

日本の永住権を持たない者が、「3. JASSO 海外留学派遣支援制度（協定派遣）による奨学金受給の資格及び要件」の(1)以外の要件を全て満たす場合は、JASSO と同条件で別の奨学金を支給する（渡航支援金の支給を除く）。

(5) 財団または個人等からの寄附による奨学金

①JASSO 協定派遣奨学金の対象とならなかった希望者については、学内選考順位等に基づき選考し
②財団または個人等からの寄附による奨学金、③東京大学からの奨学金を支給する場合がある。

(6) 他の奨学金との併給

他団体等から、本プログラム参加のために、プログラム付属奨学金で支給する月額以上の奨学金等の経済支援を受けている場合や、本プログラム参加のために「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム【大学生等対象】～」の奨学金を受給している場合等は、プログラム付属奨学金を支給しない。(併給規定については、3.(7)参照)

(7) 国費留学生

国費外国人留学生については、本奨学金は授業料・旅費の一部として使途を特定して支給するため、本奨学金を受給可能な場合があるが、国費外国人留学生制度の定めにより支給できない場合もある。詳細は所属部局（学部・研究科）の担当部署に確認すること。

(8) 奨学金の返納

留学を中断・休止した場合、既に支給した奨学金の全額又は一部を返納する必要がある。留学を中断・休止しなければならない場合は、早急に本部国際教育推進課へ連絡すること。また、奨学金受給者が、募集要項に記載の申請資格に反する事実が判明した場合、又は受給者として適当でない事実があったときも、受給済奨学金の全額又は一部を返納することが求められる。

3. JASSO 協定派遣による奨学金受給の資格及び要件

本学の正規の課程に学位取得もしくは卒業を目的に在籍し、本学が実施する奨学金支給割当を受けた派遣プログラムに参加を認める者で、次の(1)～(10)に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者
(2) 学生交流等に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者
(3) 経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者
(4) 派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者
(5) 派遣プログラム終了後、本学に戻り学業を継続し、本学の学位を取得する者又は卒業する者
(6) 本学における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、本学における留学プログラムの学内選考時の前年度の成績評価係数が 2.30 以上(3.00 満点)である者。なお、前年度の成績がない場合は、原則、選考時の前学期分の成績から算出するものとする。また、前年度の成績を含めた入学時からの累計の成績評価係数が 2.30 以上あれば、同等とみなす。
・学部1年次1学期目の者は、高等学校3年次の成績から算出する。
・前年度休学者は前々年度の成績から、前年度後期休学者は前年度前期の成績から算出する。

---------- [成績評価係数の算出方法例] （UTAS 上で自動計算*される）----------

*UTASでの申請書提出後、本部国際教育推進課が学内選考時に使用する最新の成績にもとづく。そのため、学生の申請時点の成績から変更する可能性があることに留意すること。

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出（小数点第３位を四捨五入）

成績評価					
4 段階評価(パターン 1)	－	優	良	可	不可
4 段階評価(パターン 2)	－	A	B	C	F
4 段階評価(パターン 3)	－	100～80 点	79～70 点	69～60 点	59 点以下
5 段階評価(パターン 4)	100～90 点	89～80 点	79～70 点	69～60 点	59 点以下
5 段階評価(パターン 5)	S	A	B	C	F
5 段階評価(パターン 6)	A	B	C	D	F
5 段階評価(パターン 7)	5	4	3	2	1
成績評価ポイント	**3**	**3**	**2**	**1**	**0**

(計算式)

(「評価ポイント3の単位数」×3)+(「評価ポイント2の単位数」×2)+(「評価ポイント1の単位数」×1)+(「評価ポイント0の単位数」×0)
総登録単位数

注意）履修した授業について単位制を採らない場合や、高等学校3年次の成績で計算する場合は、上記計算式の「単位数」をすべて「科目数」に置き換え、計算すること。

---

(7) 本プログラム参加にあたり、他団体等（本学及び派遣先大学等を含む）から派遣プログラム参加のための奨学金等（渡航に係る費用及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない）を受ける場合、他団体等からの奨学金等の支給月額（複数の団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額）が、本制度による奨学金月額を超えない者

※1：JASSO が実施する国内の奨学金「第一種・第二種奨学金」（貸与型）との併給は可能である。なお、留学期間中の貸与を休止する場合は、国内の奨学金の担当部署（注 1）において期日（注 2）までに休止手続き（「異動願（休止）」の提出）を行うこと。継続希望の場合、「留学奨学金継続願」の提出は必要ない。

※2：JASSO が実施する国内の奨学金「国の修学支援新制度による給付奨学金」との併給は認められないため、必ず「給付奨学金」停止の手続きを行うこと。「多子世帯の授業料無償化」のみ支援を受けている者も「給付奨学金」停止の手続きが必要となるため注意が必要である。「給付奨学金」を停止中でも、修学支援新制度に基づく授業料免除は引き続き受けることができる。詳細は国内の奨学金の担当部署（注 1）に確認すること。なお、留学期間中の給付を停止する場合は、国内の奨学金の担当部署（注 1）を通じて、期日（注 2）までに停止手続き（「異動願（停止）」の提出）を行うこと。

※3：「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム【大学生等対象】～」との併給は認められない。

※4：「他団体等から派遣プログラム参加のための奨学金等」（以下、「他の奨学金」という。）とは派遣学生に直接支給されるものを指す。クラウドファンディング等、プログラム参加のために募った資金は他の奨学金に該当する。宿泊費や授業料等として在籍大学等から宿泊先や派遣先大学等に支払われる場合は、他の奨学金には該当しない。

※5：他の奨学金が月額支給でない場合は、月額に換算した額により確認すること。

※6：他の奨学金に航空券代等の渡航に係る費用が含まれている場合は、その額を切り離したうえで、月額換算し、本制度による奨学金月額を超えないかを確認すること。

※7：プログラムの目的・目標達成および学生の学修（研究）に支障がないと大学等が判断した場合は、報酬を伴う研修やインターンシップ、アルバイト等についての収入は、金額に関わらず本制度の奨学金と併給可能である。

※8：他の奨学金を受ける際、支給団体側が併給を認めない場合があるので、当該団体に確認すること。

※9：在籍大学等や他の団体から、留学する・しないに関係なく支給されている奨学金・研究奨励費等は、一部を除き、原則として他の奨学金には該当しないため、併給は可能であるが、奨学金支給団体側が併給を認めない場合があるので、当該団体ならびに国内の奨学金の担当部署（注 1）に確認すること。

（注 1）〇教養学部生（前期・後期）の場合： 教養学部等学生支援課奨学資金チーム
s-shikin.c@gs.mail.u-tokyo.ac.jp
〇それ以外の学生の場合：本部奨学厚生課奨学チーム
syougaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

（注 2）休止・停止を希望する場合は、休止・停止開始月の前月 20 日まで（ただし、教養学部生は奨学資金チームの指示に従うこと）

(8) 奨学金支給団体（JASSO等）及び本学が指定する報告書類に十分な内容を記載し、指定の期日までに提出できる者。また、派遣終了後のフォローアップ・進路状況調査等の依頼に協力できる者

(9) 奨学金支給団体から依頼があった場合に、学内選考時に提出した情報（氏名・連絡先・所属等）を本学から提供することを了承できる者

(10) 外務省の「海外安全ホームページ」上の海外安全情報（危険情報）「レベル２：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域以外に派遣される者 https://www.anzen.mofa.go.jp/

※派遣学生として登録する時点で、派遣先大学等の所在地が海外安全情報（危険情報）「レベル２」以上に該当する地域になった場合は、本制度の派遣学生として登録することは認められない。また、留学期間中に海外安全情報（危険情報）「レベル２」以上に該当する地域になった場合は、奨学金の支給を原則見合わせる。

※以下は追加で支給される「渡航支援金」の家計基準です。奨学金自体の家計基準ではありません。

JASSO 渡航支援金（家計基準）の支給要領及び受給資格・必要書類について

2026 年 10 月

3. 渡航支援金について

一定の家計基準又は派遣期間を満たしている場合、対象者となります。
以下の（1）①及び②の両方に該当する場合は、①のみの支給となります。

（1）支給対象・基準

①家計基準

生計維持者全員の収入・所得金額の合計が次の金額である派遣学生が対象です。

給与所得者の場合	年間収入金額（税込）が300万円以下
給与以外の所得を含む場合	年間所得金額（必要経費等控除後）200万円以下

※1 本制度では、家族構成や在籍大学等の学種・設置形態を問わず、上記の家計基準を満たすことを証明できる派遣学生に渡航支援金を支給します。
※2 年金のうち、老齢年金は収入に含みます。遺族年金、障害年金は含みません。
※3 養育費は収入に含みません。

②派遣期間

新規登録時の奨学金支給回数が6回以上の派遣学生が対象です。
※1 新規登録時にシステムで自動判定します。原則、証明書は不要です。
※2 登録変更により奨学金支給回数が6回未満から6回以上となっても渡航支援金の対象にはなりません。詳細は「第5章　登録データ（機構承認済み）の登録変更（登録内容の変更・登録取消・補欠採用登録）　2. 登録変更の例　例2）」を確認してください。

（2）学校に提出すべき書類（写し可）

生計維持者とは、原則として父母双方（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）となります。ただし、大学院生については、独立生計であると本人より申告があった場合は、下記の表「V その他（独立生計等）」を確認してください。

(次のページへ続く)

Ⅰ	父母ともにいる場合	生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名） ※専業主婦（主夫）、無職無収入の場合でも生計維持者となります。	・「生計維持者申告書」（様式R） ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任		
Ⅱ	**父母が離婚調停中**	**生計維持者**	**学校に提出すべき書類**
1	父母が離婚調停中	父母（2名） ※離婚調停中であっても原則父母となります。	・「生計維持者申告書」（様式R） ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、学生への支援が一切ない）	学生の生活を支援する父又は母（1名）	・「生計維持者申告書」（様式R） ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・事実関係が確認できる書類 （例：裁判所による係属証明書、弁護士による報告書等）
Ⅲ	**父母が離婚**	**生計維持者**	**学校に提出すべき書類**
1	父母は離婚しており、再婚していない ※未婚も含む	原則父母（2名） ※別居している父又は母から一切の支援を得られないなど別生計となっている場合は、日常的に学費・生活費を負担している父又は母（1名）を生計維持者とすることができます。	・「生計維持者申告書」（様式R） ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類 ※1名を生計維持者とする場合は離婚した事実関係が確認できる書類 （例：戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本）
2	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚も含みます。	・「生計維持者申告書」（様式R） ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・継父又は継母の収入・所得を証明する書類

(次のページへ続く)

Ⅳ　父母どちらか又は両方と死別、又は意識不明		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父又は母と死別（再婚していない）	左に該当しない父又は母（1名）	・「生計維持者申告書」（様式R） ・父、母又は親族（1名）の収入・所得を証明する書類 ・事実関係が確認できる書類 （例：戸籍謄本又は死別した父母に係る戸籍抄本、死亡日が記載された住民票（マイナンバーのないもの）等） ※「2　父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている」において、代わりの支援者がいないため、学生本人が生計維持者となる場合、上記書類と「独立生計者　収入・支出確認書」（様式R-2）の提出が必要となります。
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている ※代わりの支援者がいない場合は、学生本人が生計維持者	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となります。	
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）又は生死不明（行方不明）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含みません。	・「生計維持者申告書」（様式R） ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・事実関係が確認できる書類 （例：主治医による「診断書」、自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」等）

(次のページへ続く)

Ⅴ	その他（独立生計等）	生計維持者	学校に提出すべき書類
1	大学院生（未婚で、独立生計である）	学生本人（1名）	・「生計維持者申告書」（様式R） ・「独立生計者　収入・支出確認書」（様式R-2） ・学生本人の収入・所得を証明する書類（ただし、合計所得金額が48万円以下の場合、生活費の管理に使用している預貯金通帳の「口座名義人」と「直近3か月分記帳部分」の写しの提出が必要となります。） ・学生本人の住民票（世帯（婚姻）状況が記載され、マイナンバーのないもの）
2	学生が結婚している ※事実婚も含む ※3、4の場合を除く	学生と配偶者（2名）	・「生計維持者申告書」（様式R） ・学生本人の収入・所得を証明する書類 ・配偶者の収入・所得を証明する書類
3	学生が結婚しており、自身の配偶者を扶養している	学生本人（1名）	・「生計維持者申告書」（様式R） ・学生本人の収入・所得を証明する書類（配偶者控除欄の分かるもの）
4	学生が結婚しており、配偶者に扶養されている	配偶者（1名）	・「生計維持者申告書」（様式R） ・配偶者の収入・所得を証明する書類（配偶者控除欄の分かるもの）
5	学生が家庭内暴力（DV等）により父母と別居している	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となります。	・「生計維持者申告書」（様式R） ・親族（1名）又は学生本人の収入・所得を証明する書類 ・事実関係が確認できる書類 （例：公的機関による証明書等）
6	学生が社会的養護を必要とし、満18歳となる日の前日時点で児童養護施設等に入所していた（又は里親に養育されていた）	学生本人（1名）	・「生計維持者申告書」（様式R） ・学生本人の収入・所得を証明する書類 ・事実関係が確認できる書類 （例：公的機関による証明書等）

(次のページへ続く)

（3）収入・所得を証明する書類

原則、2026年度所得証明書で、（1）家計基準を満たしているか確認してください。

所得を証明する書類
市区町村役場発行の所得・課税（非課税）証明書（写し可）【必須】 ※市区町村によって名称が異なります。

※1 2026年6月頃までに派遣学生として登録する者で、2026年度所得を証明する書類の発行が間に合わない場合は、2025年度の所得を証明する書類で構いません。

※2「**合計所得金額**（無収入の場合、0円と記載のあるもの）」が記載された証明書に限ります。

確認事項		
2026年1月1日時点の居住地が、国内居住である	給与所得者のみの場合	生計維持者全員分の「所得・課税（非課税）証明書」の「給与収入額」欄の合計が300万円以下であること。
	給与以外の所得を含む場合	生計維持者全員分の「所得・課税（非課税）証明書」の「合計所得金額」欄の合計が200万円以下であること。
	生活保護を受けている場合	生活保護決定（変更）通知書等の写し
2026年1月1日時点の居住地が、海外居住である	海外勤務の場合	（和訳された）生計維持者全員分の「2025年1～12月までの12か月分の収入証明書類（源泉徴収票や給与明細等の写し）より確認してください。（12か月分を準備できない場合は2025年10月から12月分の3か月分が必要です。4倍した金額を収入とみなします。） ※ 日本円以外の通貨の場合は、書類提出時の外国為替レートで円換算してください。円換算時に使用した外国為替レートについても、記録を残してください。
	無収入の場合	（和訳された）自治体等（第三者）から無収入であることを証明する書類を確認してください。

★JASSO 渡航支援金（家計基準）の申請時に必要となる書類の様式は下記リンクよりダウンロードすること。

https://univtokyo.sharepoint.com/:f:/s/msteams_8b031a-32/IgB-uDpow_PITqF4oEP5B2GaAZYg8mvqkokaUcU-_kE58Cs?e=47JhAQ ※UTokyo アカウントでアクセス可。

以上

新・派遣先地域による奨学金月額

地域	国名・地域名	都市名	区分	単価(円)
アジア	台湾		C	90,000
	バングラデシュ		C	90,000
	ブータン		C	90,000
	ブルネイ		C	90,000
	カンボジア		C	90,000
	中国	北京、上海、広州	C	90,000
	中国	その他の都市	D	80,000
	マカオ		D	80,000
	香港		B	110,000
	インド	ニューデリー、ベンガルール、ムンバイ	C	90,000
	インド	その他の都市	D	80,000
	インドネシア	ジャカルタ、デンパサール	C	90,000
	インドネシア	その他の都市	D	80,000
	大韓民国	ソウル	B	110,000
	大韓民国	その他の都市	C	90,000
	ラオス		C	90,000
	マレーシア		D	80,000
	モンゴル		C	90,000
	ミャンマー		C	90,000
	ネパール		D	80,000
	パキスタン		B	110,000
	フィリピン		C	90,000
	スリランカ		C	90,000
	タイ	チェンマイ	D	80,000
	タイ	その他の都市	C	90,000
	ベトナム		D	80,000
	東ティモール		C	90,000
	モルディブ		A	120,000
	シンガポール		B	110,000
	その他の国		C	90,000

別表2

地域	国名・地域名	都市名	区分	単価(円)
中南米	アルゼンチン		C	90,000
	ボリビア		D	80,000
	ブラジル	ブラジリア、サンパウロ、リオデジャネイロ	C	90,000
	ブラジル	その他の都市	D	80,000
	チリ	サンティアゴ	B	110,000
	チリ	その他の都市	C	90,000
	コロンビア		C	90,000
	コスタリカ		B	110,000
	キューバ		D	80,000
	ドミニカ共和国		B	110,000
	エクアドル	その他の都市	C	90,000
	エクアドル	キト	B	110,000
	エルサルバドル		B	110,000
	グアテマラ		C	90,000
	ホンジュラス		B	110,000
	ジャマイカ		A	120,000
	メキシコ	メキシコ	C	90,000
	ニカラグア		D	80,000
	パナマ		C	90,000
	パラグアイ		C	90,000
	ペルー		C	90,000
	トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン	A	120,000
	トリニダード・トバゴ	その他の都市	B	110,000
	ウルグアイ		C	90,000
	ベネズエラ		B	110,000
	ハイチ		B	110,000
	バルバドス		A	120,000
	その他の国		D	80,000

別表2

地域	国名・地域名	都市名	区分	単価(円)
中東	バーレーン		C	90,000
	イラン		C	90,000
	イラク		C	90,000
	イスラエル		B	110,000
	ヨルダン		C	90,000
	レバノン		C	90,000
	オマーン		D	80,000
	カタール		C	90,000
	サウジアラビア	リヤド	A	120,000
	サウジアラビア	ジッダ	C	90,000
	サウジアラビア	その他の都市	B	110,000
	シリア		C	90,000
	トルコ	アンカラ	D	80,000
	トルコ	その他の都市	C	90,000
	アラブ首長国連邦	アブダビ	B	110,000
	アラブ首長国連邦	その他の都市	C	90,000
	イエメン		C	90,000
	アフガニスタン		C	90,000
	クウェート		C	90,000
	その他の国		C	90,000

別表2

地域	国名・地域名	都市名	区分	単価(円)
アフリカ	アルジェリア		B	110,000
	カメルーン		B	110,000
	コンゴ民主共和国		C	90,000
	コートジボワール		B	110,000
	エジプト		B	110,000
	エチオピア		C	90,000
	ガボン		B	110,000
	ガーナ		B	110,000
	ギニア		C	90,000
	ケニア		B	110,000
	リビア		C	90,000
	マダガスカル		C	90,000
	モーリタニア		C	90,000
	モロッコ		C	90,000
	ナイジェリア		B	110,000
	セネガル	ダカール	A	120,000
	セネガル	その他の都市	B	110,000
	南アフリカ共和国		C	90,000
	スーダン共和国		C	90,000
	タンザニア		C	90,000
	チュニジア		B	110,000
	ザンビア		B	110,000
	ジンバブエ		C	90,000
	ウガンダ	カンパラ	C	90,000
	ウガンダ	その他の都市	B	110,000
	ボツワナ		C	90,000
	南スーダン共和国		C	90,000
	モザンビーク		C	90,000
	ベナン共和国		B	110,000
	ナミビア	ウィントフック	D	80,000
	ナミビア	その他の都市	C	90,000
	マラウイ		B	110,000
	ジブチ		C	90,000
	ルワンダ		B	110,000
	レソト		C	90,000
	アンゴラ		A	120,000
	セーシェル		C	90,000
	ブルキナファソ		C	90,000
	マリ		A	120,000
	モーリシャス		B	110,000
	その他の国		C	90,000

別表2

地域	国名・地域名	都市名	区分	単価(円)
北米	カナダ	トロント、バンクーバー	A	120,000
	カナダ	その他の都市	B	110,000
	アメリカ合衆国	ワシントン、サンフランシスコ、シアトル、シカゴ、デトロイト、デンバー、ニューヨーク、ボストン、ホノルル、ロサンゼルス	A	120,000
	アメリカ合衆国	ハガッニャ	C	90,000
	アメリカ合衆国	その他の都市	B	110,000
	その他の国		B	110,000
オセアニア	オーストラリア		B	110,000
	ニュージーランド	ウェリントン、オークランド	B	110,000
	ニュージーランド	その他の都市	C	90,000
	パプアニューギニア		B	110,000
	パラオ		C	90,000
	マーシャル諸島		C	90,000
	ミクロネシア		C	90,000
	フィジー諸島	スバ	B	110,000
	フィジー諸島	その他の都市	A	120,000
	キリバス		C	90,000
	ソロモン諸島		C	90,000
	トンガ		C	90,000
	バヌアツ		C	90,000
	サモア		C	90,000
	その他の国		C	90,000

別表2

地域	国名・地域名	都市名	区分	単価(円)
ヨーロッパ	アルバニア		C	90,000
	オーストリア		C	90,000
	エストニア		C	90,000
	ラトビア		C	90,000
	リトアニア		C	90,000
	ベルギー		B	110,000
	ブルガリア		C	90,000
	ベラルーシ		B	110,000
	カザフスタン		C	90,000
	ウクライナ		C	90,000
	ウズベキスタン		C	90,000
	クロアチア		C	90,000
	チェコ		C	90,000
	デンマーク		B	110,000
	フィンランド		B	110,000
	フランス	パリ	B	110,000
	フランス	その他の都市	C	90,000
	ドイツ		C	90,000
	ギリシャ	アテネ	B	110,000
	ギリシャ	その他の都市	C	90,000
	ハンガリー		C	90,000
	アイスランド		A	120,000
	アイルランド	ダブリン	B	110,000
	イタリア	ローマ、ミラノ	B	110,000
	イタリア	その他の都市	C	90,000
	ルクセンブルク		B	110,000
	マルタ		C	90,000
	北マケドニア		C	90,000
	オランダ		C	90,000
	ノルウェー		B	110,000
	ポーランド	ワルシャワ	C	90,000
	ポーランド	その他の都市	D	80,000
	ポルトガル	リスボン	B	110,000
	ポルトガル	その他の都市	C	90,000
	ルーマニア		C	90,000
	ロシア		C	90,000
	スロバキア		C	90,000
	スロベニア		C	90,000
	スペイン	マドリード、バルセロナ	B	110,000
	スペイン	その他の都市	C	90,000
	スウェーデン	ストックホルム	B	110,000
	スウェーデン	その他の都市	C	90,000

別表2

地域	国名・地域名	都市名	区分	単価（円）
	スイス		B	110,000
	英国	ロンドン	A	120,000
	英国	その他の都市	B	110,000
	セルビア		C	90,000
	ボスニア・ヘルツェゴビナ		C	90,000
	キルギス		D	80,000
	タジキスタン		B	110,000
	アゼルバイジャン		C	90,000
	ジョージア		C	90,000
	アルメニア		B	110,000
	トルクメニスタン		C	90,000
	モルドバ		C	90,000
	キプロス		B	110,000
	バチカン		C	90,000
	その他の国		C	90,000
その他			C	90,000

※[1] 区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」（昭和25年法律第114号）の改正、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」（令和6年政令第306号）の新設及び「国家公務員等の旅費支給規程」（昭和25年大蔵省令第45号）の改正により設定しています。

※[2] 「新・派遣先地域による奨学金月額」が適用となるのは、2026年度採択プログラムです。
（プログラム番号が「HTA26…」及び「HTB26…」から始まるプログラムが対象です。）